

意見陳述

2021年3月18日

弁護士 指宿昭一

1 被告らによる権利侵害行為

被告官部は、2015年12月に、「全國部落調査」を発見すると、2016年1月6日、ツイッター上で、「すごい本です。全国5367部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度が記載されています。この本の公開により、部落研究は新たなステージに突入するでしょう」とそのことを公開し、翌7日には、「全國部落調査のPDFなどです。これこそ世界記憶遺産にすべき重要な史料です」として、その画像データを誰でもが閲覧しダウンロードできる状態にし、「びびったマスコミや法務省人権擁護局が黙りこくっているうちに、全國部落調査はダウンロードされまくっています。もう回収は無理ですね」と述べ、同月26日には「書籍化を考えている」とし、同年2月5日には、4月1日に出版を予定すると告知した。同月8日の被告示現舎のホームページの宣伝記事に掲載された『復刻版 全國部落調査』の表紙には「地名総鑑の原典」とのキャッチコピーが記載されていた。被告官部は被告示現舎のホームページ上で「企業は何のために地名総鑑を買ったのかと言えば、はっきり言えば就職差別のためである」旨記載をしている。つまり被告らは、「全國部落調査」が差別に利用されることを知りつつ出版をしようとしたのである。

2 人格権の侵害

被告らの言動は、被差別部落に関連するものとして特定地域の名称をあげ、また特定地域に関する情報を提供するものである。そして、その特定された地域には差別されてきた人、自分たちとは異なる人などが住んでいるという意識を喚起する。被差別部落出身者・居住者は、その属性を理由にして、個人として尊重されないことを突きつけられ、人間としての尊厳を否定されることになる。

被告らの行為によって、プライバシー権、名誉権及び差別されない権利などの人格権が侵害され、原告解放同盟については、業務を円滑に行う権利が侵害される。これらの人権は、1つ1つ独立して存在しているものではない。被告らの行為から、「平穏に生活を営む」という人格の尊厳の中核が侵害されるのである。それが3つの権利の侵害という形で現れているのである。

3 プライバシー権侵害

現在の日本社会においては、残念ながら未だ被差別部落の出身者に対する差

別的・忌避的な感情や行動が残存している。原告らはいずれも、深刻な部落差別を体験している。このことは、原告尋問によって法廷でも明らかにされた。

部落差別が就職差別・結婚差別など、差別されることによって人生の軌道が左右されてしまうような深刻な被害を生じること、部落差別は被差別部落とされる場所の「出身者」であること等を理由とする差別であって「血筋による差別」という側面を有することから当該出身者の親族は全て部落差別を受けるリスクが存在する。

被差別部落出身者であるとの情報は、その受け取り手の対応いかんによっては深刻な部落差別を引き起こすことのある情報であることから、被差別部落出身者であることが判明する可能性のある戸籍情報は非公開とされ、壬申戸籍は閲覧禁止の措置が取られ、『復刻版 全国部落調査』の末尾には「本書の取扱ひに就ては弊害なきやう充分留意せられんことを望む」と記載されている。原告らの多くは部落解放運動に関わっているが、かかる活動にタッチしている原告らにおいても「被差別部落出身である」旨の情報は、誰に対しても開示する種類の情報ではない。これも、原告尋問によって明らかにされたことである。

4 名誉権侵害

被差別部落出身者であることは、何ら不名誉なことではない。しかし、現実の社会に不当な差別・偏見が存在する以上、被差別部落出身者であるとの摘示がなされれば現実に社会的評価が低下するのであって、名誉権侵害となる。

現在の日本社会では、なお部落差別が厳然として存在している。『被差別部落出身だと社会的評価が低い』という誤った差別的評価も、それがある程度一般に流布していれば社会的評価に含まれるのであり、被告らがインターネット上で公開した情報や出版は各原告らの名誉権を侵害するのである。

5 差別されない権利の侵害

憲法14条1項では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されている。憲法は、国家は差別的な意図を持つ行為をしたり、差別を助長する効果のある行為をしたりしてはならないという「非差別原則」を定めるとともに、一人一人の人に「差別されない権利」を保障したのである。したがって、原告らの人格権の侵害について検討する際には、原告ら個々人に保障されている「社会的身分又は門地によって差別されない権利」の趣旨を考慮すべきである。

これは、憲法学者の木村草太教授の意見書によって明らかにしたことである。

また、2017年7月11日の横浜地方裁判所相模原支部決定では、「他者が

ら不当な差別行為を受けることなく円滑な社会生活を営む権利利益は、『差別されない権利』という名称を付するか否かはともかく、人格権もしくは人格的利益の一つとして保障されるべきものと解するところ、日本国内でこれまで同和地区出身者に対する差別的言動が長く行われてきた経緯があったことに照らすと、債権者が、同和地区出身者であることを開示されることは、それによって、現に差別的取扱いを受けていなくても、いついかなる時に、知人のみならず見ず知らずの第三者からさえも、差別的取扱いを受けるかもしれないという懸念を増大させ、その平穏な生活を脅かすものになるという点で、その権利利益を侵害するものといえる」とその権利性を認めている。

裁判所には、「差別されない権利」の趣旨を考慮して原告らの権利侵害の検討をすることを求めたい。

5 原告解放同盟の「業務」を円滑に行う権利の侵害

本件記事のウェブサイトへの記載と本件書籍の出版は、原告解放同盟の「業務」上の権利をはなはだしく侵害するものである。

本件記事のウェブサイト上への掲載や本件書籍の出版は、それらが就職差別や結婚差別に悪用されるおそれがきわめて高く、差別の解消をめざす原告解放同盟のこれまで積み上げてきた取組みが水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障を生じさせるものである。

また、被告らによる記事のウェブサイトへの掲載と本件書籍の出版の後、アイスピックやカッターナイフの刃を同封したり、封筒口にデザインナイフの刃先を張り付けた郵便物が解放同盟の事務所や役員宅に送付され、原告解放同盟委員長である原告組坂はナイフで指を切ってしまったという事件まで起こっている。

6 人間の尊厳が守られる社会のために

ある原告は、原告尋問において、次のように述べた。

「今回の彼らの、部落地名総鑑をネット上に公開すること、出版すること、解放同盟の人物一覧をネット上に公開するという行為が、私たちの本当に差別されない権利、不安なんです。それだけでも不安。いつ差別されるか分からない。差別されていることも気付けないんです。ネットで身元調査をされてしまうと、被害者はその差別に気付けないと。その怖さがあります。それと、全国水平社といって、1922年にできて、約100年、この100年間、身元調査をなくすために、壬申戸籍の永久封印をしたり、戸籍簿を他人が見れなくしたり、結婚相談所には独身証明というのを作ったり、職業安定法を改正し、就職差別ができない状況を作ったりしてきたこの100年間の取組を一瞬にしてバーにしました。

このネットに残った情報は、デジタルタル（なので）、消えませんから、その永続的に続く被害におびえ続ける。差別されない権利、これを是非、やっぱり回復する手段をして欲しいと思っています」。

被告らの行為は、「いつ差別されるか分からない」、「差別されていること（に）も気付けない」という状況を作り出す。これは、原告らが、一人一人の人間として、平穏に生活するという当然の権利を侵害し、人間の尊厳を著しく傷つけるものである。裁判所が、このような行為を容認するならば、インターネット上で同様な情報を公開したり、出版したりすることが可能になり、原告らに限らず、すべての人々が平穏に社会生活を送ることができなくなり、人間として尊厳を保つことができなくなる。

1922年、今から99年前に作られた人権宣言書である「水平社宣言」は、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉で結ばれている。これは、「人に個別に光があたるんじゃなくて、人と人の間の万物すべてに光があたることで、人も物も平等になるという意味」である。インターネットや出版によって、人の尊厳が傷つけられ、「光」を失うような世の中を作ってはならない。

裁判所には、憲法に基づき、人間の尊厳が守られる社会を保つために、裁判官の良心に基づく判決を求める。